

令和6年度鹿児島県医師会事業計画

基本方針

医療は「変革」の時代に入った。2025年には、団塊の世代800万人の全てが「75歳以上」となるなか、我々が体験したことのない「超高齢社会」が生まれ、同時に少子化、人口減も進行していく。地域においては医療従事者の人材不足が顕在化しており、介護も深刻な人材難の状況にある。この難局を乗り越えるには、「時代」と「社会」を見据えた発想と手段を用いて、課題への挑戦を続けていくことが必要である。

令和6年度は、診療報酬などトリプル改定の年であり、「医師の働き方改革」や「かかりつけ医機能報告制度」が動き出す。医療DXの推進、新興感染症対策など課題は多く、医療の重要な転換期でもある。我々は、「地域の実情に合った持続可能な医療提供体制」の構築を基本に据えて、将来への展望を切り開いていく。

災害医療体制の取り組みも強化したい。今年の1月1日、最大震度7の能登半島地震が発生した。津波にも襲われ、死者は241人を数え、8万棟を超す住宅が甚大な被害を受けた。我々は「JMAT鹿児島」を現地に派遣し、被災住民に寄り添いながら、支援活動に従事してきた。熊本地震から7年経った今、人命に係る災害時の医療提供体制を充実して、その時に備えたい。活火山の桜島を抱え、川内原子力発電所の立地する鹿児島県では、行政、大学、三師会、看護協会と連携して、「災害医療」に万全を期すことが命題である。

令和6年に施行される県の第8次保健医療計画には我々も参画して、5疾病・6事業などに対する現状と課題、展望について、具申した。今後の医療提供体制の構築に向け地域医療構想調整会議で協議したい。

ところで、医療の機能分化と連携を目的とする「地域医療構想」は、「地域包括ケアシステム」とともに、「持続的医療・介護提供体制づくり」のための

両輪を成し、これからの地域医療政策の柱である。今後も病床の削減、地域の医療機関の閉院だけが進むならば、地域住民の命と健康を守る医療は実現できないだろう。機能分化は医療機関の「協調と協力」で、「連携」は、地域医療連携推進法人なども視野に前進を図りたい。

「地域包括ケアシステム」は、その中心にかかりつけ医を置いて、面としてのかかりつけ医機能を発揮し地域医療に取り組む。この夏にはかかりつけ医の機能報告に対する国の方針が示される。自己研鑽を重ねて県民に信頼され、県民がより適切に受診できる医療を提供していく責務が我々にはある。

医師の働き方改革の目的は「医師の健康確保」と「地域医療の持続性」、「医療・医学の質の維持・向上」にある。4月から医師の時間外労働の上限規制が始まるが、救急医療、産科医療等における夜間・休日の医療提供体制に影響がないよう、医師派遣について大学、行政と協議を重ねていかねばならない。

地域医療が人材不足などで厳しい状況にあるなか、医療機能の集約化についても議論を深めたい。鹿児島県は、医師会立病院の設置数が全国1位であり、各地区にバランス良く立地している。地域において、今後も人口減が続けば、経営の厳しい医療機関が出てくるだけではなく、診療科によっては、「無医地区」が拡大する。そのなかで、地域医療を持続する手立てのひとつが、医師会立病院などの機能の充実である。集約化もひとつの方策で、かかりつけ医の支援も含め、検討したい。

混沌とした時代であっても、この一年を「変革元年」と位置づけ、挑戦する気概を失うことなく、以下の重点項目の実現を目指す。

令和6年度当面の課題

I. 重点事業

1. 将来を見据えた医療・介護提供体制の構築

- (1) 県行政が実施する「地域医療構想に係るデータ分析事業（医療・健診・介護データ）」を活用する。
 - ・病床機能報告、NDB、KDB、DPCの見える化
 - ・本事業を活用した各地域の医療・介護提供体制の情報提供
 - ・地域医療構想研修会（県行政との共催）や地域医療構想議長連絡会等を通じた県内外の先進的な取り組み・好事例の共有と活用
- (2) 外来機能報告制度並びに、かかりつけ医機能報告制度、医療機能情報提供制度に関する情報を周知する。
- (3) 第8次保健医療計画に基づき、地域における医療提供体制作りを推進する。
- (4) オンライン診療の適切な利活用並びに離島へき地における遠隔医療などICTを活用した医療体制を構築する。
- (5) 医師・看護職員偏在対策を推進する。
 - ・県行政、鹿児島大学、地域医療支援センターと連携し、地域枠医師のキャリア形成を踏まえた地域枠制度のあり方（配置先、グループ診療の対応等）の検討、医師偏在対策の推進
 - ・医師会立看護学校の支援、県看護人材確保計画を踏まえた地域偏在対策の推進
- (6) 県行政や介護関係団体と連携し、介護人材確保と養成を推進する。
- (7) 医師会病院を中心とした地域医療連携推進法人制度活用を検討する。
- (8) トリプル改定（診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等）に関する情報提供並びに研修会を開催する。

2. 危機管理体制の強化

(1) 鹿児島県医師会の災害時対応の基盤を整備する。

- ・災害時（火山災害や原子力災害を含む）における鹿児島県医師会の事業継続計画（BCP）の作成

(2) 災害医療対策の充実を図る。

- ・災害医療救護計画並びに、災害医療救護活動マニュアル、JMAT鹿児島要綱の周知徹底
- ・郡市医師会救急災害担当理事連絡協議会・研修会の開催
- ・災害時の受援・支援のコーディネート機能の確立
- ・JMAT鹿児島の人材育成（JMAT要員・ロジスティックス・総括コーディネーター等）
- ・県内外の大規模災害時（桜島大噴火、地震・津波、原発事故等）や化学兵器・生物兵器によるテロに備え、県行政や関係機関（DMAT、DPAT、DHEAT、JRAT等）と連携した想定訓練（EMIS含む）を毎年実施
- ・県行政や九州医師会連合会との災害医療救護協定及び、県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・県看護協会の四師会による「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく、より実践的な連携強化

(3) 感染症対策を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症など、新興感染症に対する関係機関や専門家等と連携した危機管理体制の強化

3. 医師の働き方改革への対応強化

(1) 医師の働き方改革の推進と地域医療体制の維持を目的に、会員の実態を把握するとともに、36協定の締結、宿日直許可、自己研さん、医師労

働時間短縮計画の作成など、医療勤務環境の整備を推進する。

- (2) 医療勤務環境改善支援センターと連携し、県医師会報やホームページ、セミナー等を通じ、医師・医療従事者の働き方改革に関する情報を発信する。
- (3) 勤務医師等の相談機能の体制作りを検討する。
- (4) 地域医療体制の維持を目的に、県や鹿児島大学病院等との連携強化を図る。
- (5) 県や県医療勤務環境改善支援センター、労働局との連携を図る。

4. 医師会の組織強化

- (1) 医師会の組織強化・勤務医・研修医の入会促進と医師会活動への積極的参加を推進する。
 - ・若手医師の医師会事業への理解促進
 - ・勤務医が医師会に対して何を求めているのかを把握するための、研修医・若手医師との交流会等の企画
 - ・日本医師会新会員情報管理システムへの対応及び周知
 - ・研修医歓迎レセプションの実施

II. 一般事業

1. 生涯教育と医道・倫理の高揚

- (1) 日本医師会「医の倫理綱領」「日本医師会綱領」「医師の職業倫理指針」、鹿児島県医師会「医道倫理綱領」「医師の心得」を広く周知徹底し、会員の倫理及び資質の向上を図るとともに、上記指針等の内容について検討する。

- (2) 日医かかりつけ医機能研修制度を推進し、かかりつけ医機能の充実及びかかりつけ医の質の向上に寄与するとともに、県民へかかりつけ医・かかりつけ医療機関の普及・啓発を行う。
- (3) 県民から「患者さんの声ダイヤルイン」へ寄せられる疑問・要望・意見などを医療機関・郡市医師会にフィードバックし、信頼を構築して医療機関と患者さんの相互理解を深めるとともに、県医療安全支援センター等関係団体との連携を図る。
- (4) 診療情報の提供について、日医の「診療情報の提供に関する指針」並びに改正個人情報保護法に基づき対処できるよう厚生労働省ガイドラインや日医の指針などを広報する。
- (5) 日本医師会生涯教育制度を広く周知し、郡市医師会と連携を密にして、多くの会員が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう啓発に努める。
- (6) 日本医師会生涯教育講座および鹿児島県医師会認定講座を充実させ、学術専門団体として、日進月歩の医学・医療に対応すべく教育研修体制の強化に努め、会員の資質の向上を図る。
- (7) 郡市医師会と連携を密にし、生涯教育自己申告率並びに単位取得率向上のため、積極的に会員への啓発に努める。
- (8) 「会員のためのガイドブック」の見直しを行う。

2. 地域医療構想に基づいた病院・診療所の経営のあり方

- (1) 医療政策・医業経営委員会において国民皆保険の堅持、社会保障と国民経済等について日本医師会医療経営検討委員会における協議を踏まえて検討する。
 - ・ 医業に関する諸問題等の検討

- ・物価高騰に対する補助金確保に向けた三師会の連携強化
 - ・日本医師会との密接な連携及び会員へのホームページ等による速やかな情報提供
 - ・各種の医業経営相談の実施と会員医療機関の医業経営の向上の支援
- (2) 医療機関の経営の安定・充実に向けて講演会やセミナー等を医師協同組合と連携を図りながら実施する。
- (3) 病床機能再編支援事業（病床削減並びに病院統合に伴う財政支援）の活用事例の周知を図る。
- (4) 郡市医師会と連携を密にし、地域の現状を把握する。

3. 広報活動の推進

- (1) 会員に重要かつ、わかりやすい情報を迅速に伝達するために「県医師会報」、「県医FAXニュース」、及び「ホームページ」など内容の充実を図るとともに、スマートフォンやタブレット端末等でも見やすい「ホームページ」へのリニューアルを行う。
- (2) 県民に向けた広報活動を強化する。
- ・県医師会報折り込み広報「当院から健康・医療ニュース」を通じた県民向けの広報の充実
 - ・MBCラジオ「ここが聞きたい！ドクタートーク」の継続
 - ・南日本新聞「かごしまドクター便り」の連載継続及び報道関係者との連携・協力
 - ・南日本新聞、テレビ各局、ウェザーニューズへの花粉情報提供の継続
 - ・ホームページ上で健康に関する各種情報（日医ニュース「健康ぷらざ」、日本医師会公式YouTubeチャンネル等）の提供
 - ・本会主催で開催する研修会及び懇談会等についてメディアを通じた県民

への広報

4. 母子保健

- (1) 母体保護法指定医師の指定並びに指定医に対し遵守事項の周知徹底を図る。
 - ・母体保護法の趣旨について理解を深めるため研修会を開催
- (2) 国が策定した「こども未来戦略」等を踏まえた「こども・子育て支援」の取り組みを推進する。
 - ・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を推進するため、「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」等がより有効に機能するよう医療・保健・福祉・教育が横断的に連携できる体制整備
 - ・所得制限のない子ども医療費助成制度の現物給付の早期実現
- (3) 周産期・小児の保健・医療提供体制の充実を図る。
 - ・周産期・小児医療提供体制の整備（産婦人科医の働き方改革を含めた分娩環境の整備、周産期医療提供システムの整備、小児在宅医療の環境づくり等）、行政や関係機関との積極的な意見交換と体制整備
 - ・県行政、県産婦人科医会並びに県小児科医会等と協力し、HTLV-1母子感染対策を推進
 - ・産婦健康診査事業及び産後ケア事業並びに1か月児及び5歳児健康診査支援事業の体制整備を図るため、行政、県産婦人科医会並びに県小児科医会等関係機関との連携強化
- (4) 県医療的ケア児支援連絡協議会並びに医療的ケア児等支援センターと連携し医療的ケア児及びその家族への支援体制を推進する。
- (5) 子どもの虐待の早期発見、早期対応の体制整備を図る。

- ・「子ども虐待の早期発見対応マニュアル（令和元年県医師会作成）」を活用した啓発
 - ・子どもの死因究明制度（CDR）の啓発と推進
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会への郡市医師会の積極的参加を推進
- (6) 県産婦人科医会、行政機関並びに性暴力被害者サポートネットワークかごしま（FLOWER）等と連携し、困難な問題を抱える女性への支援を推進する。
- (7) 保育園・幼稚園・認定こども園の関係団体との意見交換会などを通じ連携強化を図る。

5. 学校保健

- (1) 学校医活動の在り方を検討するとともに学校健診の充実を図る。
- ・児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断が適切に実施されるよう啓発
 - ・学校保健活動の充実を図るために、学校医等を対象とした学校保健講習会の開催
 - ・心臓・腎臓糖尿病・成長曲線・運動器検診等の精度向上と事後措置の徹底
 - ・成長曲線の活用に向けたパイロット事業の実施
 - ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）小委員会の事業推進
 - ・親と子の健康教室（生活習慣病）活動の支援
 - ・現代的健康課題（喫煙、飲酒、薬物、睡眠障がい、いじめ、不登校、スマートフォン依存、ゲーム障がい、小児生活習慣病等）に対する健康教育について県教育庁等との連携強化
 - ・てんかんを持つ児童生徒への対応について学校並びに関係者等による連

携体制の整備

- ・学校健診等における虐待の早期発見・早期対応の体制整備
- (2) がん教育の推進について、県教育庁や関係機関との連携強化を図る。
- (3) 特別支援教育を支援する。
- ・発達障がいなどの子ども達を支援するため、県や関係機関との連携強化
 - ・医療的ケア児等支援センターや学校関係者等と連携して小・中学校での医療的ケア児の就学を支援する体制整備
 - ・医療的ケアを更に充実するため、医療と教育現場並びに学校医と訪問看護ステーション等との連携強化

6. 精神保健

- (1) 子どもや高齢者への虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、いじめ、ひきこもり、薬物依存等の社会問題化している諸問題への対応について精神保健委員会で協議する。
- (2) 障害者総合支援法や発達障害者支援法に基づき障がい者（児）を支援する体制を整備する。
- ・発達障害者支援センターなど関係機関との連携強化
 - ・かかりつけ医等が、発達障がいを正しく理解するための研修会の開催
 - ・障害者総合支援法に基づく医師意見書に関する研修会の開催と適正な意見書の記載及び認定審査会等の運営への協力
 - ・精神障がい者（児）の地域移行・地域定着支援の推進への協力
- (3) 県自殺対策計画、県アルコール健康障害対策推進計画並びに県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく県行政の各種施策に協力する。
- ・かかりつけ医がうつ状態やうつ病について正しく理解するための研修会の開催

7. 産業保健

- (1) 産業保健活動に従事する医師を増やすため、日医認定産業医研修を充実させ、会員の利便性を考えた単位取得の機会を確保する。
 - ・産業医科大学と共催で産業医研修会を開催
 - ・日医認定産業医基礎（前期）研修会【14単位】を開催
- (2) 産業医の負担を軽減するための取り組みを行う。
 - ・県医師会ホームページで公表可能な産業医の増加への取り組み
- (3) 鹿児島産業保健総合支援センターや労働局等関係機関と連携し、治療と職業生活の両立支援をはじめ、産業保健の推進に努める。
- (4) メンタルヘルス対策の充実・強化（ストレスチェックへの取り組み）に努める。
- (5) 医師の働き方改革を踏まえ、質の高い医療提供体制の維持と医師自身の健康確保の両立を推進する。
- (6) 労働安全衛生法の新たな化学物質規制に関する情報を周知する。

8. 公衆衛生

- (1) 予防接種率の向上と接種の安全対策を推進する。
 - ・県産婦人科医会並びに県小児科医会と連携し、HPVワクチン接種の啓発を促進
 - ・定期予防接種数の増加に伴う、適切な接種スケジュールの普及・啓発並びに接種率の向上を図るため、未接種者への再勧奨等の強化
 - ・平成21年度から本会、県行政並びに県小児科医会の主催で実施している「鹿児島県子ども予防接種週間（8月）」並びに「日本医師会が主催する子ども予防接種週間（3日間）」の継続
 - ・県教育庁と協働し、就学時健診での予防接種歴チェックの強化

- ・ 県及び市町村に対して、任意予防接種（おたふくかぜ、3種混合ワクチン、A型肝炎、髄膜炎菌等）の公費助成拡大に向けた要望
- (2) 感染症危機管理対策の充実を図る。
- ・ 改正感染症法に基づき鹿児島県と医療機関が締結する「医療措置協定」に関する情報提供を行うとともに、新興感染症対策への対応を強化
 - ・ 感染症発生動向調査への協力
 - ・ 感染症サーベイランスの強化のため、学校欠席者情報収集システム事業の普及・啓発
 - ・ 風しんの追加的対策等への啓発強化
- (3) 医療関連感染対策研修会の開催や、相談窓口の広報等により、医療関連感染対策事業を強化する。
- ・ 鹿児島感染制御ネットワーク（K I C N）並びに鹿児島大学大学院感染症専門医養成講座との連携強化
- (4) 在宅医療廃棄物を含めた医療廃棄物の適正処理の推進を図る。
- ・ 鹿児島県産業資源循環協会等関係機関と連携して適正処理講習会や意見交換等の開催
- (5) 医療や保健の面における環境問題について「環境に関する日本医師会宣言（2009年）」をもとに検討する。
- (6) 特定健診の受診率の向上並びに、特定保健指導を推進する。
- ・ 保険者協議会並びに各保険者との連携強化
- (7) 県がん対策推進計画に基づき、がん予防や早期発見、早期治療に向けたがん医療提供体制の整備に努める。
- ・ ピンクリボン月間（10月）の普及・啓発活動の推進
 - ・ 各がん検診の精密検査実施方法及び精度管理の向上を目的に、県や関係機関と連携し医師や医療従事者向け研修会を開催
- (8) 県循環器病対策推進計画に基づき、循環器病予防及び重症化予防対策に

取り組む。

- ・循環器病対策に従事する医療関係者等を対象に研修会を開催

(9) 禁煙支援活動を推進するため講演会を開催する。

(10) 肝疾患診療連携体制の整備や医療機関委託無料検査など、肝炎対策基本法に基づく、緊急肝炎対策事業を円滑に実施するため、県や関係機関と連携して取り組む。

(11) データヘルス計画に基づき、県や関係機関と連携し、県民の健康保持増進に努める。

- ・地方版日本健康会議を行政や関係団体等と連携して開催

- ・健康課題をテーマに、行政や関係機関と連携して県民向けの健康セミナーを開催

(12) 県糖尿病対策推進会議や関係団体と連携協力し、合併症をはじめ糖尿病重症化予防対策に取り組む。

- ・県が実施する国保ヘルスアップ事業に協力し、糖尿病重症化予防検討会や研修会を開催

- ・糖尿病の予防、治療、療養を喚起する啓発運動の一環として、世界糖尿病デー（11月14日）に県内著名建造物のブルーライトアップを実施

(13) 行政並びに県整形外科医会等関係団体と協力し、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）とフレイルの啓発と予防対策に取り組む。

9. スポーツ医学

(1) 「親と子・自然とのふれあい 健康ウオーク」に協力するとともに医療従事者並びに一般県民の参加拡大に努める。

(2) 県下一周市郡対抗駅伝競走大会や各種団体の主催するスポーツイベントへの支援・バックアップ体制に協力する。

- (3) 県教育庁や県スポーツ協会等関係機関との連携強化を図り、県下各スポーツ団体の各種競技会における大会へのドクター派遣等積極的に協力し、実践的活動を推進する。
- (4) 鹿児島スポーツ医学研究会の開催など学術的活動を行う。

10. 救急医療、島嶼・へき地医療

- (1) 県内各地域の中核病院並びに救急医療機関等の機能を維持し、地域医療を支援するための方策を検討する。
 - ・ドクターヘリの運航状況を把握し、二次医療圏を超えた高次医療機関との連携の在り方を検討
 - ・県全体を俯瞰した三次救急医療体制の在り方を検討。
- (2) 「かごしま救急医療遠隔画像診断センター」の推進を図る。
 - ・放射線科専門医の協力のもと、読影体制の強化
- (3) 「救急の日」や「救急医療週間」等を通じ、県民へのAEDの使用法や心肺蘇生法などを普及させ救命率の向上に努める。
 - ・「家庭の救急法（一般向け小冊子）」の活用
 - ・県民への救急医療に対する正しい理解の普及・啓発
- (4) 地域における小児救急医療体制の充実を図る。
 - ・小児救急電話相談事業（#8000）の円滑な運営と普及カードによる県民への啓発活動
- (5) 各地域における休日夜間当番医制度の継続のため郡市医師会と連携し各地域の現状を踏まえ、自治体への働きかけを強化する。
- (6) 島嶼やへき地医療において、特定診療科巡回診療が重要であることから、大学並びに行政等関係機関と緊密な連携を図る。
- (7) 地域の現状に即したメディカルコントロール（MC）の体制強化に向け

て、協議会等に積極的に参加する。

- (8) 訪日外国人患者受け入れのための医療環境の充実を図る（多言語通訳システム等の広報など）。
- (9) 鹿児島県合同輸血療法委員会等と連携し、輸血療法の実施に関する指針及び血液製剤の使用指針に基づき血液製剤使用適正化の推進を図る。
 - ・輸血実施医療機関への輸血療法委員会の設置推進
 - ・離島における血液製剤の融通拠点病院・備蓄所の整備等を国や県行政、日本赤十字社等へ要望

11. 共同利用施設・臨床検査精度管理

- (1) 医師会共同利用施設間の情報共有、連携強化を含め、今後の在り方について検討を行う。
 - ・県下医師会共同利用施設連絡協議会の開催
- (2) 医師会病院を中心とした地域医療連携推進法人制度の活用を検討する。
- (3) 臨床検査の標準化、施設間差の是正など臨床検査精度の向上を図るため、臨床検査精度管理調査並びに研修会を開催する。
- (4) 日本臨床検査標準協議会（JCCLS）共用基準範囲の普及に努める。
- (5) 医療法で規定された検体検査の精度確保に必要な事項（標準作業書、作業日誌、台帳等）について、適切に対応できるよう啓発する。
- (6) 各種検診の精度管理を支援、推進する。

12. 介護保険

- (1) 介護保険法について周知徹底並びに、介護保険施設等における安全管理の徹底に努める。
- (2) 介護認定審査会、地域ケア会議の円滑かつ効果的な運営に協力する。

- (3) 主治医意見書の記載がより適切に行えるよう研修会等を開催する。
- (4) 認知症サポート医の養成や認知症疾患医療センターと認知症サポート医との連携強化に努め、認知症対策を推進する。
- (5) 県行政・関係団体と連携し介護人材確保・育成に努める。
 - ・外国人材の確保について、県内外の好事例の共有や県行政等と連携し最新情報を発信する。
- (6) 令和6年度介護報酬改定内容や疑義解釈などに関する最新情報を周知する
- (7) 介護サービス事業者に義務づけられた感染症対策、業務継続の取り組み等の啓発を行う。
- (8) 県内外の在宅医療・介護連携事業、地域包括ケアの先進的な取り組み・好事例を共有する等、県や関係団体、郡市医師会の担当理事・在宅医療推進コーディネーター等との連携を図り地域包括ケアシステムの推進を図る。
- (9) ICTを活用した医療・介護ネットワークの整備に係る情報提供を行う。
- (10) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及・啓発を行う。

13. 医療情報システム

- (1) 日医認証局事業の推進に積極的に協力し、医師資格証の普及・活用について啓発し、会員の取得を推進する。
- (2) 県医師会ホームページを改修し、各種情報の提供と会員の利便性の向上に努める。
- (3) 県医師会FAXニュースの配信について、FAXからメール（PDF添付）への移行を推進する。
- (4) 医療DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関する情報の収

集及び会員への提供に努める。

- (5) 医療分野を標的としたサイバー攻撃に対する防犯とセキュリティに関する各種情報の提供に努める。

14. 医師並びに医療従事者確保対策

- (1) 県医師会独自の医師（研修医・産婦人科専攻医）・助産師・看護師不足対策基金（「はやぶさプランⅡ」）に代わる支援策について検討する。
- (2) 臨床研修医並びに専門研修プログラムにおける 100 人以上の採用に向けて取り組む。
- ・鹿児島県初期臨床研修連絡協議会の臨床研修医の確保に係る事業等への協力
- (3) 地域卒医学生・卒業医師との交流を深め、キャリア形成支援など地域医療支援センター等と連携して取り組む。
- (4) 診療科偏在の解消に向けて、県・大学などの関係者と連携して検討する。
- (5) 県医人材バンクの充実を図り、県の「ドクターバンクかごしま」と連携・協力する。
- (6) 医師会立看護学校への支援及び、看護人材の養成・確保に努める。
- ・医師会立看護学校への運営助成金の継続
 - ・新卒看護師の県内定着率の向上
 - ・Iターン・Uターン、潜在看護師の復職支援など、看護人材確保に向けた県や看護協会等の関係機関との検討
- (7) 改正医療法に則った医療関係職種の業務範囲の見直し（タスクシフト／シェア）を関係団体と連携して対応する。
- (8) 医師信用組合（学資援助等）、医師協同組合（相続税等対策相談）と共働しながら開業医の後継者対策に努める。

- (9) 令和6年4月から開始される医師の時間外労働時間規制に向けて、県、大学等の関係機関との連携を図り、地域医療の堅持に努める。

15. 医療保険

- (1) 鹿児島県医師会、九州厚生局鹿児島事務所、鹿児島県くらし保健福祉部、社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部、鹿児島県国民健康保険団体連合会の五者による医療保険関係者連絡協議会（五者協議会）を開催し、医療保険全般について一層の相互理解、連携を深める。
- (2) 鹿児島県医師会、社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部、鹿児島県国民健康保険団体連合会の三者による鹿児島県保険診療協議会（三者協議会）を開催し、社保と国保間での審査差異の是正に努める。
- (3) 九州厚生局鹿児島事務所と鹿児島県が共同で行う新規個別指導、個別指導及び集団的個別指導が適正に運用されるよう努める。
- (4) 適正な保険診療・保険請求が行われるよう個別指導等で指摘された事項や疑義について、鹿児島医FAXニュースや保険診療研修会等を通し啓発する。
- (5) 令和6年度診療報酬改定内容や疑義解釈など最新情報を周知する。
- (6) オンライン資格確認及び電子処方せんなど、医療DXに関する情報を集約し、会員へ周知を図る。また課題を集約し、意見要望をまとめ日医を通じて国へ要望する。
- (7) 保険者が実施する適正服薬事業へ協力する。
- (8) 労働者災害補償保険・自動車損害賠償責任保険（労災・自賠）診療の充実を図る。
- ・労災医療の適切な運用が行われるよう、労災診療協議会と労災保険診療研修会の開催

- ・自動車保険診療の適切な運用が行われるよう、鹿児島県損害保険医療連絡協議会（鹿児島県医師会、損害保険協会、自賠責損害調査事務所）と自賠責保険研修会の開催

16. 医事紛争・医療安全対策

- (1) 医事紛争への迅速かつ適切な対応と医療事故の未然防止対策に努める。
- (2) 日本医師会「医賠責保険制度における『指導・改善委員会』」と協力し、リピーター医師に対する自浄作用活性化を図る。
- (3) 日医医賠責特約保険の加入率の向上を図る。
- (4) 医療事故調査制度の啓発を図るとともに、支援団体としての業務を遂行する。
- (5) 医療事故調査等支援団体連絡協議会を開催し、県内の支援団体間の連携を図る。
- (6) 医療機関並びに医療従事者に対するインターネット上の誹謗中傷への対策を検討する。
- (7) 患者の安全確保と医療の質の向上を目指し、医療安全管理、患者への説明と同意（インフォームドコンセント）等に関する研修会等を通じ、啓発を図る。
- (8) 医療施設等の防火・防災安全体制の徹底に努める。
- (9) 改正公益通報者保護法による内部通報に適切に対応するための体制整備等について周知する。

17. 防犯協議会・警察協力医会

- (1) 県医師会防犯協議会において、県警察本部と協力し医療機関並びに医療

従事者が様々な犯罪に巻き込まれないための対策や情報を周知することを目的とした講演会を開催する。

- (2) 県医師会警察協力医会の活性化を図り、警察協力医の処遇改善、連携強化について検討する。
- (3) 県に設置された「死因究明等推進協議会」に協力し、本県の死因究明に係る課題解決に取り組む。
- (4) 死体検案・身元確認業務の推進を図るため、県歯科医師会、県警察本部、鹿児島大学法医学教室、第十管区海上保安本部等と連携して、研修会を開催する。
- (5) 災害時の死体検案業務への協力体制について検討する。

18. 女性医師会員の支援・交流

- (1) 医学生・若手医師のキャリア形成支援と交流を推進する。
 - ・鹿児島大学医学部医学科卒業時に医師会からのメッセージの配布と、医師会への加入促進
 - ・男女を問わないキャリア形成や若手医師同士のネットワークづくりを支援するために交流会を開催
- (2) 妊産婦支援事業を推進する。
 - ・マタニティスクラブ・パンツの無料貸出事業の促進
- (3) 院内保育・病児保育施設等の訪問を行う。
 - ・院内保育、病児保育、学童保育等の質の向上と保育のあり方を考え、現場の訪問を行い医師会報に情報を発信し、共に考え、より良い就業環境の整備
- (4) 日本医師会女性医師支援センター事業を推進する。
 - ・「病院長、病院開設者・管理者等への講習会」の開催

- ・「医学生・研修医等をサポートするための会」を開催
 - ・女性医師のキャリア形成と勤務継続の支援
 - ・育児・介護支援等についての啓発
 - ・男女共同参画やワークライフバランスについての啓発
 - ・日本医師会女性医師バンクの普及啓発
- (5) 日医男女共同参画フォーラム等、医師会活動への積極的参加を促す。
- (6) 県内各地区の女性医師（開業医・勤務医）との連携を強化する。

19. 勤務医師会員との連携

- (1) 勤務医師の鹿児島県医師会への一層の加入促進に関する方策を協議する。
- 特に若手医師（研修医等）に対する働きかけを強化する。
- ・医師会未入会の医師に対する入会の意義やメリット等の周知
 - ・加入促進や情報提供ツールとしての、ホームページやSNS等を活用した広報の検討
- (2) 勤務医師の労務環境改善を図り、ワークシェアリングやワークライフバランスを推進するため委員会で検討を行う。
- ・鹿児島大学医学部医師会と連携し、勤務医師が積極的に医師会活動に参加できるための環境整備
 - ・医師信用組合並びに勤務医協の利用案内と、福利厚生事業の充実
- (3) 産業保健委員会と協働し、「医師の働き方改革検討委員会」を開催し、高い医療提供体制の維持と医師自身の健康確保の両立を推進する。

20. 郡市医師会との連携

- (1) 郡市医師会長連絡協議会等を開催する。

(2) Web 会議システムを積極的に活用し、郡市医師会との連携を図る。

21. 会員福祉の増進

- ・ 県医師国保組合
- ・ 県医師信用組合
- ・ 県医師協同組合
- ・ 県勤務医師生活協同組合

22. 関係機関等との連携

- ・ 鹿児島大学病院・県立病院・公的医療機関等
- ・ 三師会役員懇談会
- ・ 県地域医療対策協議会等
- ・ 県保健所長会
- ・ 県民総合保健センター
- ・ 県産業保健総合支援センター
- ・ 県赤十字血液センター
- ・ 県訪問看護ステーション協議会
- ・ 全日本病院協会鹿児島県支部
- ・ 県有床診療所協議会
- ・ 各種病院団体
- ・ 県老人保健施設協会
- ・ 県社協老人福祉施設協議会
- ・ 県地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・ 県介護支援専門員協議会

- ・ 県移植医療アイバンク推進協会
- ・ 県医療勤務環境改善支援センター
- ・ 骨バンク協会
- ・ 県骨髄バンク
- ・ 県犯罪被害者支援センター
- ・ 県リハビリテーション施設協議会
- ・ 各科専門部会
- ・ 県看護協会
- ・ 県栄養士会
- ・ 県理学療法士協会
- ・ 県社会福祉士会
- ・ 県ホームヘルパー協議会
- ・ 県社会福祉協議会
- ・ 認知症の人と家族の会鹿児島県支部

23. 会館の保守・管理運営に関する事項

- ・ 会館の利用促進と補修整備の検討と財源確保
- ・ 会館利用時の円滑な運営

24. その他の事項